

坂祝町中央公民館、図書室使用に伴うガイドライン（令和4年1月21日以降）

感染防止対策に関する方針を策定しましたので、利用者の皆様は、拡大防止の徹底を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

【公民館共通事項】 感染防止対策

（１）体制

- ・施設使用者は、チェックシートを記入し、施設管理者へ提出。

（２）密集・密閉・密接対策（３密回避）

- ・使用者同士の間隔確保（２m目安）
- ・室内においては、複数の窓開けによる通気の良い常時換気を実施。
- ・施設使用者、職員のマスク着用の徹底

（３）衛生対策

- ・入口等での手指消毒、施設・物品の徹底した清掃、消毒の実施。
- ・施設使用者のごみの持ち帰りの徹底。
- ・施設使用者、職員の健康チェックの徹底（検温等）。

【中央公民館貸館の条件】

1. 使用団体は、チェック表等を受け取る。
2. 必ず検温をして体調の確認をする。発熱または、咳、のどの痛み、頭痛、吐き気、だるさ等の症状がある方は使用を禁止する。
3. 各部屋を使用しているときは、換気を行うこと。
4. 使用者は手指消毒及びマスクの着用をして入室すること。
5. 可能な限り概ね2メートルの距離をとること。
6. 合唱サークルなど行動指針の「個別事項」に従い使用する。
- 7. 1階ホールは150名までの使用制限とする。**
- 8. 全館20時以降の貸出を中止する。**
9. ホール以外は人数制限は設けないが、各部屋が3密にならない利用者数とする。
9. 使用前に机やいす等を利用者が自ら除菌すること。（除菌剤は町が用意する。）
10. 退室後は、記入済みのチェック表等を返却すること。
(管理者はチェック表を確認する)

【図書室利用の条件】

- 1. 来館者はチェック表への記載をすること。**
2. 必ず検温をして体調の確認をする。発熱または、咳、のどの痛み、頭痛、吐き気、だるさ等の症状がある方は利用を禁止する。
3. 手指消毒及びマスクの着用をして入室すること。
4. 机を使用した調べ物や学習は2時間以内とする。